

南砺市井波地域まちづくりの方向性策定業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

市民主体のまちづくり検討会議からの提言の実現に向けて、井波地域で進めてきた「クラブユニバーシティ構想」を策定したが、事業性（採算性、継続性等）については多くの課題が指摘された。このことから改めて井波地域のまちづくりについて、進むべき方向性と実現に向けた「指針」を作成することとした。現状における地域課題と周辺施設の役割を考慮しながら旧庁舎の活用方法を見極めるとともに、地域に関わるすべての人へ浸透させながら、令和5年度に策定を予定している「ビジョンイメージ」を意識した、井波地域のまちづくりの方向性を作成することを目的とする。

この業務委託に際しては、価格による競争によらず、企画提案力、専門性、実績等を考慮することにより、豊富な経験と高度な専門知識を有する、総合的な支援が可能な事業者の選定が必要であることから、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 南砺市井波地域まちづくりの方向性策定業務
- (2) 業務内容 別紙業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和5年3月24日まで
- (4) 提案上限額 10,725千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
※提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 南砺市入札参加資格登録者名簿の記載の有無は問わない。ただし、南砺市入札参加資格登録者名簿の記載のない者が、当該プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項の書類等を提出し、確認を得たうえで参加することができる。
 - ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - イ 財務諸表（直前事業年度分）
 - ウ 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（様式「その3の3」）
 - * 税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。
 - * ただし、納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。
- (2) 応募期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 複数事業者による共同提案の場合、代表者を定めた上で、共同事業者の協定書の写しを提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

4 応募方法

(1) 日程

日 程	内 容
令和 4年 4月 27日	指名委員会
令和 4年 4月 27日	公募型プロポーザルの公告（市ホームページへ掲載）
令和 4年 5月 16日	プロポーザル参加申込書（参加表明）の提出期限
令和 4年 5月 18日	プロポーザル質問の締切
令和 4年 5月 23日	プロポーザル質問への回答
令和 4年 5月 27日	企画提案書等の提出期限
令和 4年 5月 下旬	審査委員会（プレゼンテーション等による審査）
令和 4年 6月 月上旬	審査結果通知発送
契約協議後	業務委託契約の締結

(2) 応募方法（プロポーザル参加申込書の提出）

参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を以下のとおり提出すること。

※ 参加申込書の書式は、本プロポーザル実施要領とともに、本市公式ホームページからダウンロードすること。

ア 提出書類と部数

プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部

イ 提出場所

南砺市荒木1550番地 南砺市役所本館3階

南砺市 総合政策部 政策推進課

電話 0763-23-2052（直通）

ウ 提出方法

参加申込書を記入押印のうえ、上記の提出場所へ提出書類を持参または郵送すること。

エ 提出期間

日 時	備 考
令和4年4月27日（水）～ 令和4年5月16日（月） 午前8時30分～午後5時15分まで	土日祝日及び正午～午後1時の間は除く ※提出期間終了後は理由の如何を問わず受付をしない。（郵送の場合は期間内に必着のこと。）

オ 受付通知

参加申込書を受付した事業者は、令和4年5月18日（水）に電子メールにて、受付したことを通知する。

※ メールが届かない場合、担当部署に問い合わせること。

(3) 質問・回答

本業務の内容や企画提案書等に係る質問がある場合は、要旨を簡潔にまとめ、以下の受付期間中に担当部署へ電子メールにて行うこと。その場合の件名は「井波地域まちづくり方向性策定に係るプロポ質問」とすること。（電話での質問には応じない。）

ア 質問受付期間 令和4年4月27日（水）～平成4年5月18日（水）

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ 担当部署

南砺市 総合政策部 政策推進課 まちづくり推進係

電子メール seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

ウ 回答方法

質問を行った者の事業者名を伏せた上で、令和4年5月23日（月）に電子メールにて、参加事業者すべてに回答を送付する。

なお、持参による質問や電話による問い合わせには回答しないものとする。

※ 電子メールが届かない場合、担当部署に問い合わせること。

(4) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

※ 提出書類の指定様式は、本市公式ホームページからダウンロードすること。

ア 提出場所、提出方法、提出部数

提出場所及び提出方法は、4(2)イ、ウと同様。提出部数は紙媒体2部(正・副)及び紙媒体と同じ内容の電子媒体(PDF形式)とする。電子媒体(PDF形式)の提出方法については、電子メールまたはフラッシュメモリー等の記録メディアによる提出とする。

イ 提出期間

日時	備考
令和4年5月23日(月)～ 令和4年5月27日(金) 午前8時30分～午後5時15分まで	土日祝日及び正午～午後1時の間は除く。 ※提出期間終了後は理由の如何を問わず受付をしない。

ウ 提出書類

No.	提出書類	様式	備考
1	会社概要	様式なし	パンフレット等 用紙サイズ、カラー白黒等の制限なし
2	会社業務実績調書	様式第2号	注意事項を確認のこと。
3	業務実施体制	様式第3号	
4	見積書	様式なし	見積内訳書を含む。
5	業務工程表	様式第5号	
6	業務の企画提案書	様式なし	業務内容の具体的な実施方法の概要について記載のこと。 ※サイズはA4、表紙を含んで20枚以内とし、ページ番号を付すこと。 ※プレゼンテーション資料として使用することを配慮のこと。 ※文字ポイントは11ポイント以上とする。 ※紙媒体は、両面印刷とする。

エ その他

(ア) 提出書類1から6までを一冊として、紙媒体2冊(正・副)及び紙媒体と同じ内容の電子媒体(PDF形式)を提出すること。

(イ) 提出書類の再提出及び記載内容の変更は認めない。

(ウ) 提出書類に記載した予定技術者の変更は、入院、死亡、退社等の特別な理由を除き原則として認めない。

(エ) 提出書類は返却しない。市の所定の保存年限を経過後に廃棄処分とする。

(オ) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効扱いとする。

- ① 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ② 虚偽の記載をしたもの。
- ③ 見積書の金額が提案上限額を超えているもの。

(カ) 参加申込書を提出した事業者で、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第6号)を令和4年5月27日(金)までに、南砺市 総合政策部 政策推進課 へ持参または郵送すること。

(5) 説明会

本案件の説明会は行わない。

5 選定の方法

(1) プロポーザル審査委員会

南砺市井波地域まちづくりの方向性策定業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 審査方法

ア 審査

プレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案内容について提案審査を実施する。コロナ禍における対応として、Web会議ツール（Zoom）によるプレゼンテーション及びヒアリングも可能とし、現地での参加もしくはWeb会議ツールによる参加に関わらず、審査委員会への参加者は1社3名までとし、プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこと。（資料の追加・変更は認めないこととする。）なお、誤字脱字がある場合については、プレゼンテーション時に記載内容の変更を説明することは差し支えない。

プレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり35分間（プレゼンテーション20分間、ヒアリング15分間）程度とする。

(3) 審査項目・評価基準

プロポーザル審査は、提出した企画提案書等の内容に関し、別紙に掲げる審査項目・評価基準により審査を行う。

(4) 受託候補者の選定

次により受託候補者1社を選定する。

ア 審査において、審査委員ごとに提案者を採点により順位付けし、1位の評価を最も多く得た提案者を受託候補者として選定する。ただし、得点が総点数の50%未満である審査委員が複数いる場合を除く。

イ 1位と評価した委員数が同数となった場合は、審査委員全員の得点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

ウ それでもなお、合計得点が最も高い提案事業者が複数ある場合は、次の順序により決定する。

(ア) 見積金額が低い提案者

(イ) 審査項目の内、「企画提案」についての審査委員全員の合計得点が高い提案者

また、上記の選定方法に準じて、次順位候補者を決定する。

なお、提案事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、過半数の審査委員から50%以上の得点を得た場合に選定の可否を決定する。

(5) 審査結果の通知

審査については、令和4年6月上旬に参加事業者に個別の結果を速やかに通知する（電子メール及び書面にて発送する。）とともに、本市公式ホームページ上で公表する。

6 選定事業者との契約締結協議

選定終了後、受託候補者と市との協議により、契約内容と仕様、契約金額を決定する。

なお、選定事業者が契約締結前に、南砺市から指名停止処分を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果において次順位の者を新たに選定事業者とすることができることとする。

7 結果の公表及び情報公開

プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）及び該当業務の受託

者から提出された資料（企画提案書を含む。）は、市情報公開条例に基づき公開することがある。

また、審査委員会における審査及び評価の結果（参加者数、参加者名及び候補者名を含む。）については、契約締結後に公表するものとする。

8 その他の事項

- （1）参加申込、提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は参加者の負担とする。
- （2）提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いをするとともに、虚偽の記載をした参加者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- （3）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- （4）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 本プロポーザルに関する問い合わせ先

南砺市 総合政策部 政策推進課 まちづくり推進係
電話 0763-23-2052
電子メール seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

(別紙)

審査内容			
評価項目	評価の着眼点		
会社実績	同種業務の実績から見た業務遂行技術力	民間主導型の官民連携による、地域の拠点施設や運営組織の形成に向けた、調査・分析や将来ビジョンの検討に関する業務実績があるか。また、そのような業務実績がある場合、その地域のその後の変化をどのように捉えているか。	
実施体制	要員配置の妥当性や技術者の経験及び能力	業務を遂行するための人員が配置されているか。また、主任技術者(業務全体の統括責任者)の経験として、民間主導型の官民連携による、地域の拠点施設や運営組織の形成に向けた、調査・分析や将来ビジョンの検討に関する業務実績があるか。	
見積金額	見積金額の妥当性	提案された内容に見合った適正な見積がされているか。	
企画提案	現状把握調査	業務理解度や井波地域に対する精通度	主要課題や検討課題への対応が的確にまとめられ、必要となる情報収集や整理等について具体的な提案がなされているか。
	住民意向調査	住民参画	地域のまちづくりに関わる幅広い属性や年代を対象に参画してもらう手法、意見交換の場の確立について具体的な提案がなされているか。
		提案の実現性	地域住民が認識している課題の把握について、対象者、実施方法など明確な提案がなされているか。
	デザイン業務	専門技術力	令和5年度策定予定の井波地域のビジョンイメージに繋がる地図の対象項目、テーマについて具体的な提案がなされているか。
		提案の独創性	地域に関わるすべての人に、井波地域のまちづくりの方向性が決定されるまでの工程を公開し、浸透させるための提案がなされているか。
	まちづくりの方向性の作成	専門技術力	まちづくりの方向性を作成するにあたって、令和5年度で策定する「ビジョンイメージ」への繋がりを想定しているか。
		資料作成能力	本業務の目的、内容等を十分に理解し、すべての人が分かりやすい資料となる手法が取り入れられているか。
	住民意識の醸成	専門技術力	各業務において地域課題の解消に向けた住民の意識醸成に向けた具体的方法が提案されているか。
		提案の実現性	地域や世代ごとなど対象によって意識醸成にむけた手法に工夫が凝らされているか。
	人材育成	専門技術力	ビジョンの実現に向けたリーダーの発掘、育成について具体的な方法が提案されているか。
提案の独創性		人材育成にあわせて活躍できる具体的な環境整備や支援内容について提案がなされているか。	
工程計画	的確性	工程が具体的かつ実現性がある提案がなされているか。	